

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和3年12月10日付け厚生労働省保険局医療課長通知『保医発1210第1号』により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付.保医発0305第1号)が改正され、令和3年12月31日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

2021年12月

【記】

『検査実施料』留意事項改正 一部抜粋

検査項目	実施料	
SARS-CoV-2 <u>核酸</u> 検出	検査委託※	1350点
	検査委託以外	700点
SARS-CoV-2 抗原 検出	定性	300点
	定量	560点

※ SARS-CoV-2核酸検出(検査委託)につきましては、感染状況や医療機関での実施状況を 踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い、700点となる予定。

その他の算定留意事項に関する詳細情報は、下記をご参照ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/031213_001.pdf